

中仙道蕨宿まちなみ協定に対する蕨市まちづくり事業助成金交付要綱の概要

中仙道蕨宿まちなみ協定 第5条 (建築物等の整備に関する事項)		まちづくり事業助成金 交付要綱			
		一般建築物		景観建築物	
項	内容	限度額	助成する場合	限度額	助成する場合
1	建築物は勾配 屋根 とし、原則として黒系統のかわら屋根とする。	50万円	交付要件を充たした場合	修復 50万円	
2	建築物等の 外壁 は、無彩色又は茶系の落ち着いた色を基調とし、その外観は中仙道蕨宿地域の景観にふさわしいものとする。			塗り替え等(板張り、プラスチック塗等の修復含) 20万円	現在の建築物の保全等を目的とした整備(修復)をする場合
3	中仙道に接する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から 道路境界線までの距離 は、1階から3階相当(最大10メートル)部分は1.2メートル以上とし、4階相当以上の部分は4.8メートル以上とする。	外構修景 30万円	交付要件	外構修景 30万円	道路境界線までの距離が1.2m以上の場合
4	建築物の1階から3階相当部分の屋根の見かけの勾配は、35パーセント程度以上50パーセント程度以下を基準とし、1階部分には壁面後退部分に勾配のある 屋根、軒又はひさし を設け、その水平距離は0.9メートル(一戸建て住宅は0.6メートル)以上とする。	L=0.9m →30万円 L=0.6m →20万円	交付要件を充たした場合	修復 L=0.9m →30万円 L=0.6m →20万円	現在の建築物の保全等を目的とした整備(修復)をする場合
5	建築物の屋上又は外壁に 建築設備等(屋外広告物を含む。) を設置する場合は、中仙道蕨宿地域の景観にふさわしいものとする。	建築設備等 →25万円	交付要件を充たした場合	建築設備等 →25万円	
		屋外広告物等 →5万円	交付要件に関係なく助成	屋外広告物等 →5万円	
6	中仙道に面して 塼又は門 を設置する場合は、和風の意匠を基調とする。	50万円	交付要件を充たした場合	修復 50万円	
合計上限額		150万円			

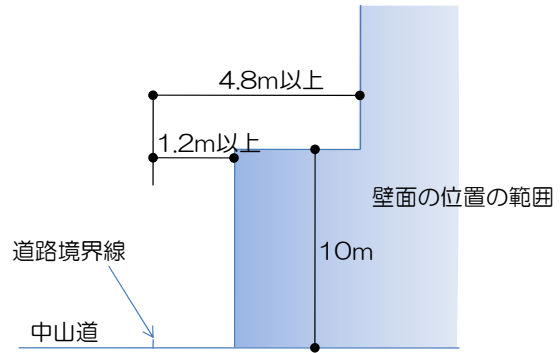
※各項目の助成額 = 対象経費 × 助成率(2/3) ただし、限度額を超える場合は限度額
 ※総助成額 = 各項目の助成額の合計 ただし、合計が上限額(150万円)を超える場合は上限額
 ※一般建築物の交付要件は、中仙道蕨宿まちなみ協定第5条第3項を充たすこと

蕨市まちづくり事業助成金交付要綱の概要

●壁面の位置<一般建築物の交付要件>

建築物の壁面から道路境界までの距離は、1階から3階相当（最大10m）の部分は1.2m以上、4階相当以上の部分は4.8m以上とする。

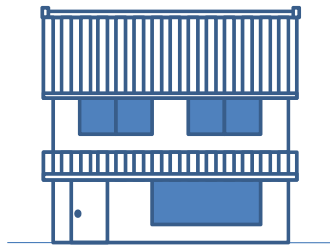
ただし、1階から3階相当（最大10m）の部分で、道路境界線から4.8m以上離して建築する場合は、助成の対象外。



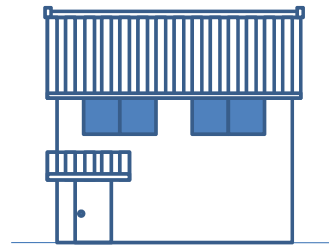
●ひさし

<助成の対象>

○



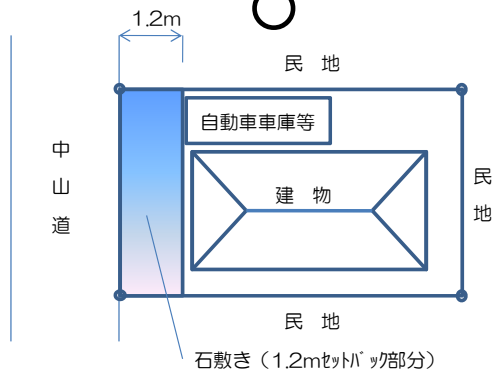
×



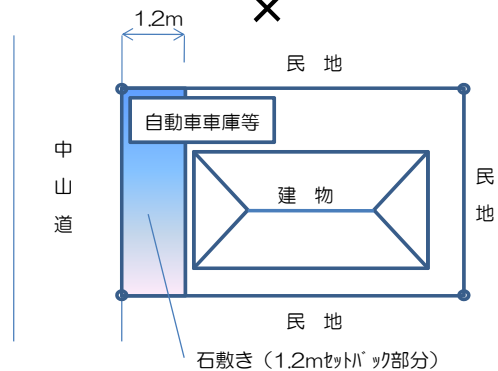
●外構の修景（石敷き）

<助成の対象>

○

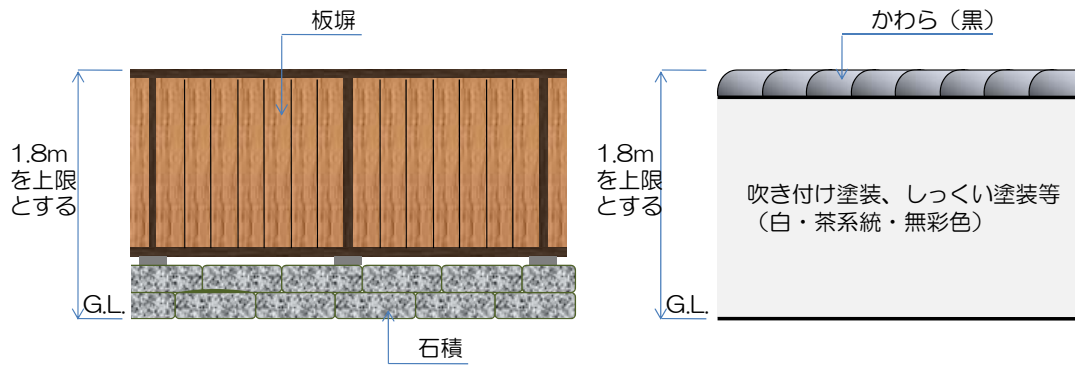


×

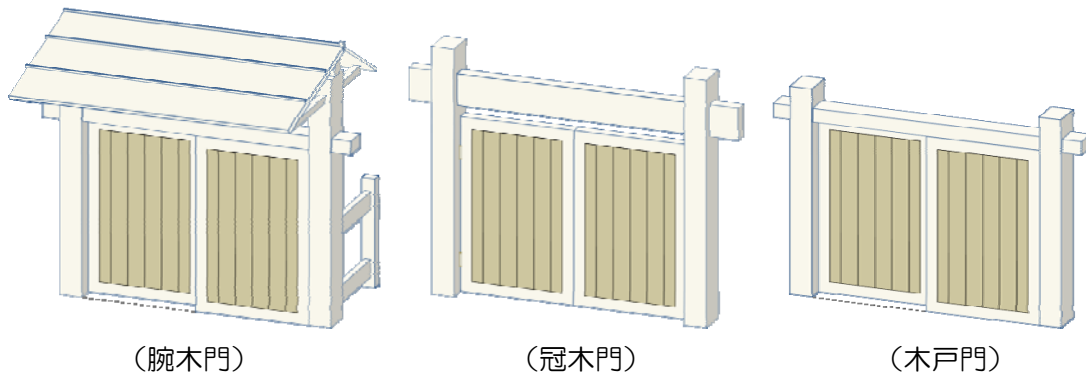


●外構の修景（門、塀）

<塀の例>



<門の例>



●屋外広告物

<看板の例>

